

# 群馬大学医学部附属病院先進医療委員会規程

令和 8. 4. 1 制定

## (設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、先進医療委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (目 的)

第2条 委員会は、本院における先進医療の推進を図るとともに、先進医療の審査、評価及び指導することを目的とする。

## (審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 先進医療の承認申請又は届出を行うにあたっての事前審査に関する事。
- (2) 先進医療の実施についての指導、監督に関する事。
- (3) 先進医療の実績についての評価に関する事。
- (4) 先進医療の定期報告に関する事。
- (5) その他先進医療に関する事。

## (組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 臨床主任会議から選出された内科系及び外科系の診療科長 若干人
- (3) 臨床主任会議から選出された中央診療施設等の部長 若干人
- (4) 医療の質・安全管理部長
- (5) 先端医療開発センター長
- (6) 医事課長
- (7) その他委員長が必要と認めた者 若干人

## (任 期)

第5条 前条第2号、第3号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (会 議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を

聞くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、予算措置等に関する必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学医学部附属病院先進医療委員会内規（平成16年4月1日制定）は、廃止する。